

ZOOMシンポ「人間の尊厳を取り戻すー三訴訟シンポ」開催

いのちのとりで裁判全国アクションは2020年10月24日、「人間の尊厳を取り戻すー三訴訟シンポ」を、オンラインで開催しました。このシンポジウムは、いのちのとりで裁判（生活保護基準引き下げ撤回訴訟）、らい予防法違憲国賠訴訟（家族訴訟含む）、旧優生保護法国賠訴訟の三訴訟の弁護団がシンポジストで登壇。現在たたかわれているいのちのとりで裁判と、旧優生保護法国賠訴訟で原告勝訴を勝ち取るためには、どんな努力が必要かをテーマに活発な議論が交わされました。参加者は全国から70人ほどになりました。

2001年に画期的な原告勝訴を勝ち取ったらい予防法違憲国賠訴訟弁護団の八尋光秀弁護士、久保井摂弁護士から、「原告一人ひとりの人生」を浮かび上がらせるための丁寧で誠実かつ熱い

弁護活動が語られました。これを受け、現在進行している2つの訴訟弁護団から、尾藤廣喜弁護士、小久保哲郎弁護士、新里宏二弁護士、藤原精吾弁護士から、弁護活動や訴訟上の工夫と葛藤が話され、最後には全員で意見交換、議論を行いました。

主催者としては、シンポ内容のすばらしさから、もっともっと参加者がいてよかったと考えています。そのため、Youtube（ユーチューブ）で限定公開していますので、ご覧になりたい方は、いのちのとりで裁判全国アクション(担当：鈴木 suzuki.shizuka.me@ehime-u.ac.jp)までご連絡ください。（愛媛県 鈴木静）



報告する小久保哲郎弁護士。

アンチバッシングシンポ なぜ生活保護利用をためらうのか～“バッシング”によって作られた“国民感情”～

コロナ禍で貧困が広がっています。しかし、どんなに生活に困っていても、「生活保護だけは絶対受けたくない」と利用を拒否する方が多くあります。その背景にあるのが、片山さつき氏ら自民党議員による“生活保護バッシング”。

その悪影響は、「生活保護基準1割削減という自民党の選挙公約は国民感情に基づくものだから考慮できるのは明らか」とした、昨年6月の名古屋地裁の判決にまで及んでいます。これに對抗するため、2020年10月31日にオンラインでシンポジウムを開催しました。

集会では、稲葉剛氏（つくろい東京ファンド代表理事）がコーディネーターを務め、下記の3つ

の報告をもとに論議を進めました。
「“生活保護バッシング”がもたらしたもの～利根川心中事件・コロナ禍の下で」（作家・雨宮処凜さん）、かつての報道をもとに「記録で振り返る“生活保護バッシング”」（上智大学・水島宏明教授）、そして社会保障を権利とする韓国の取り組みについて「社会保障を国民に届けるために～韓国の挑戦」（姜乃榮＝カンネヨンさん・ソウル市まちづくり運営委員会委員）。

尾藤廣喜弁護士はまとめて、生活保護を権利にという動きを挫くためにバッシングが強められるだろうと指摘。それを許さない運動が重要だと強調しました。（事務局 田川英信）

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

〈口座〉〇ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

〇他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。



大阪が2月に判決 名古屋地裁に続き全国で2番目、運動強める

全国みなさん、引き下げアカン！大阪の会では、結審を前に支援活動を強めていました。

みなさんをお願いしている大阪地裁向け署名は、会に参加している支援している団体や個人を中心に呼びかけました。12月に入ってから、全国から送っていただいたものも含めて集まり始めています。

名古屋での経験をお聞きして、大阪地裁前の宣伝に取り組みました。毎回の期日で行っている最寄り駅宣伝よりもビラの受け取りもよく、元気が出てきました。

また、マスコミに取り上げていただこうと、昨年10月13日・12月9日の2回記者会見を行い、原告の実態・裁判の主張について説明を重ねました。

全国で2番目の判決が大阪と決まりました。想定していなかったことではありましたが、決まった以上改めて勝訴めざしての運動を進めています。

引き下げアカン大阪の会事務局長 雨田 信幸

署名提出前集会

1月29日（金）午前11時～
場所 中之島公会堂大会議室

第24回期日（判決）

2月22日（月）午後3時～
場所 大阪地方裁判所 202号大法廷
※傍聴抽選は午後2時20分までに別館正面玄関前へ。

いのちのとりで裁判

大阪地裁判決に学び決起する集会

2月27日（土）午後1時30分～4時
場所 M&Dホール（大阪府保険医協同組合会館5階）
※オンラインで全国各地を結びます。詳細は準備中。

大阪訴訟 原告・弁護団・支援者一体で 大阪弁護団事務局長 和田 信也 弁護士



生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟は2014年12月19日、全国で17番目に提起し、2020年12月24日ついに結審しました。

大阪では、原告・弁護団・支援者が一体となって、口頭弁論に取り組みました。原告は証言台で、どれだけ苦しい生活を強いられているかを語りました。弁護団は、口頭にて弁論の要旨を陳述しました。そのため、口頭弁論は、毎回30分

近くもかかりました。支援者も多数傍聴に訪れ、毎回傍聴席は抽選でした。抽選に外れた支援者らのために、裁判所の近くの会場で、弁護士が法廷と同じ弁論をパワーポイントを用いて行い、生活保護基準引下げの違憲性を明らかにしていただきました。口頭弁論後は全員が集まり、報告集会を行いました。意見陳述をした原告、弁論をした弁護士が、その心境などを語りました。

このように、大阪訴訟では、原告・弁護団・支援者が一体となって、6年間戦い続けてきました。今後も、世論の盛り上げや署名の提出など、法廷外での戦いが続きます。ご支援をよろしく願いいたします。

大阪原告インタビュー



せき たつお
堰 立夫 さん
大阪原告団代表 1952 年生まれ

人間の命を踏みにじることに對する闘い

——この裁判の原告になったキッカケは？

下請け労働者として 60 才まで働き、体を壊して仕事を辞めざるを得なくなり生活保護を利用しました。今、68 才なので保護利用してから 8 年になります。この裁判には、古い友人から「人間の命を踏みにじることに對するたたかいだ」と背中を押され、原告になることを決意しました。

原告の仲間が亡くなることさみしい

——裁判に参加する中で辛かったことはありますか？

高齢の原告も多くて、裁判をたたかう途中で亡くなっていく。裁判所で顔を合わせていた方が一人減り、二人減りというのがとてもさみしい。

裁判通じて勇気づけられる

——裁判に参加して良かったことはありますか？

生活保護を利用していると、時にケースワーカーから心無い言葉を言われたり、不当な指導を受けたりすることがあります。裁判の原告になってからは、そうしたケースワーカーの態度にたいして、毅然と対峙できるようになったと思います。「私には裁判でたたかっている仲間がいるんだ」、「力強い弁護団がいるんだ」ということが、「不当な扱いに黙ってはいけない」という勇気づけになっています。

——裁判を通して国の統計偽装が明らかになっていますが、なにか感じることはありますか？

統計の問題は弁護士の先生に何度も説明してもらったけど、結局よくわからなかった。ただ、国の言い分を聞いていると、僕たち生活保護利用者がどのような生活をしているのかを、知ろうとしていないのだと感じます。

胸を張って臨んだ本人尋問

—— 先日の期日では本人尋問に立たれました。あの場に立つというのは相当緊張すると思いますが、何か感じたことはありましたか？

尋問では生活保護利用に至る自分の半生を話しました。保護利用に至る経緯や今の生活状況について、「僕には非はない」と思っているので緊張はしませんでした。国の政策そのものが間違っているんだという怒りを込めて証言しました。

「人間の心」を持って判決を

——判決に期待することや裁判所への要望はありますか？

憲法のあり方に対して判断をするような本件では、判決の主文には裁判官の感情は入ってこないかもしれません。それでも裁判官には、保護利用者と同一人間として、「人間の心」をもって判決を書いてほしいです。

大阪弁護団弁護士インタビュー

「弱い人」の立場に立つ仕事がしたい

——弁護士になられて 2 年目とのことですが、なぜ弁護士になろうと思ったのでしょうか？

父が「貧しい人」や市民の立場に立った弁護士で、労働事件などを一生懸命にやってきた背中を見て育ちました。父のような人に私もなりたいたいと思い弁護士を目指しました。

——「弱い人」の立場に立つというところから、この裁判にかかわってこられたのだらうと思いますが、具体的なキッカケはあるのですか？

私の学生時代は生活保護バッシングがひどかった時期でした。窓口での申請拒否のニュースを見て、「あまりにも酷い」と思っていました。POSS E（若者の労働・貧困問題に取り組む NPO 法人）の活動に参加し、生活保護問題と労働問題は両輪だと思うようになりました。日本全体が元気になるためには、いちばん「弱い」立場にいる人たちが元気になるような社会にする必要があると考え、生活保護の問題にも取り組みたいと思うようになりました。そうした中で、弁護士になって半年経った時に、たまたま弁護団の先生からお誘いを受け、この裁判の弁護団に加わりました。

どうしたら原告の辛さが伝わるか考えた

——裁判では原告小寺アイ子さんの証人尋問を担当されました。小寺さんの尋問は原告の思いがリアルに伝わり、多くの傍聴者が感銘を受けました。尋問にあたって大事にしたことなどがあれば教えてください。

小寺さんは気さくで温かいお人柄だという印象を持っていました。尋問を担当することになった時にまず一番に、小寺さんの温かいお人柄を裁判所に知ってほしいと思いました。尋問の打ち合わせをする中で、「一番辛かったことはなんです

か？」と聞いてみたところ、経営されていた喫茶アイアイの思い出をお話されました。尋問時間の制限もあったので、思い切って喫茶アイアイについて詳しく語っていただくことにしました。

小寺さんのお話を聞くと、いかに彼女がお客さんを愛して、お客さんも彼女を愛していたのが伝わってきました。そうしたコミュニティ、大事にしていた時間が奪われてしまった小寺さんの辛さをどう表現したら裁判所に伝わるのか、めちやくちや考えて準備しました。

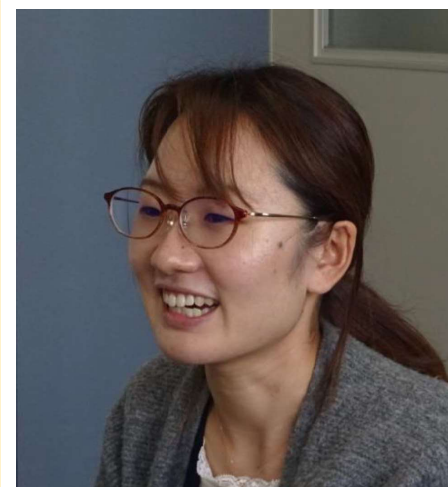
——尋問の前日は小寺さんも緊張されたと思いますが、脇山さんはどうでしたか？

私が緊張してしまっただめだと思いつつも、こうした大きな訴訟の原告尋問は初めてだったので、実はとても緊張していました。

勝って社会を変える足がかりに

——引き下げアカン大阪の会は、我々の訴えには大義があるし勝利すべきと思って運動していますが、判決に向けて脇山さんの思いを聞かせてください。

勝たなきゃいけない訴訟だと思っています。毎年の引き下げで、相談に来られる依頼者さんの生活もどんどん苦しくなっていると感じます。やはりここで裁判所に思い切った判決を出してもらい、社会を変える足がかりにしていかなければならないと思います。



わきやま みはる
脇山 美春 さん
大阪弁護団・弁護士
1992 年生まれ 2018 年弁護士登録
堺総合法律事務所